

規制改革ホットライン処理方針  
(令和3年8月23日から令和3年11月4日までの回答)

## デジタル基盤ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
納税環境改善	【総務省】 対応不可  【財務省】 その他	◎	1
国税庁宛て諸届の電子化	対応	措置済	2
国税庁宛て諸届の電子化	現行制度下 で対応可能	措置済	3
国税庁宛て諸届の電子化	検討を予定		4
国税庁宛て諸届の電子化	現行制度下 で対応可能	措置済	5
国税庁宛て諸届の電子化	現行制度下 で対応可能	措置済	6
国税庁宛て諸届の電子化	現行制度下 で対応可能	措置済	7
国税庁宛て諸届の電子化	現行制度下 で対応可能	措置済	8
国税庁宛て諸届の電子化	対応	措置済	9
国税庁宛て諸届の電子化	対応	措置済	10
国税庁宛て諸届の電子化	対応	措置済	11
国税庁宛て諸届の電子化	対応	措置済	12
国税庁宛て諸届の電子化	対応	措置済	13
国税庁宛て諸届の電子化	対応	措置済	14
国税庁宛て諸届の電子化	対応	措置済	15
国税庁宛て諸届の電子化	現行制度下 で対応可能	措置済	16
国税庁宛て諸届の電子化	現行制度下 で対応可能	措置済	17
国税庁宛て諸届の電子化	対応	措置済	18
国税庁宛て諸届の電子化	現行制度下 で対応可能	措置済	19
国税庁宛て諸届の電子化	対応	措置済	20
財務省宛て諸届の電子化	対応	措置済	21
財務省宛て諸届の電子化	対応	措置済	22

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
財務省宛て諸届の電子化	対応	措置済	23
財務省宛て諸届の電子化	対応	措置済	24
財務省宛て諸届の電子化	対応	措置済	25
財務省宛て諸届の電子化	対応	措置済	26
経済産業省宛て諸届の電子化	現行制度下 で対応可能	措置済	27
経済産業省宛て諸届の電子化	現行制度下 で対応可能	措置済	28
農林水産省宛て諸届の電子化	現行制度下 で対応可能	措置済	29
農林水産省宛て諸届の電子化	現行制度下 で対応可能	措置済	30
農林水産省宛て諸届の電子化	現行制度下 で対応可能	措置済	31
農林水産省宛て諸届の電子化	現行制度下 で対応可能	措置済	32
農林水産省宛て諸届の電子化	現行制度下 で対応可能	措置済	33
農林水産省宛て諸届の電子化	現行制度下 で対応可能	措置済	34
厚生労働省宛て諸届の電子化	現行制度下 で対応可能	措置済	35
厚生労働省宛て諸届の電子化	現行制度下 で対応可能	措置済	36
厚生労働省宛て諸届の電子化	現行制度下 で対応可能	措置済	37
厚生労働省宛て諸届の電子化	現行制度下 で対応可能	措置済	38
厚生労働省宛て諸届の電子化	現行制度下 で対応可能	措置済	39
厚生労働省宛て諸届の電子化	現行制度下 で対応可能	措置済	40
厚生労働省宛て諸届の電子化	検討を予定		41
(1) 場所を選ばない暮らし方や働き方への対応(電子私書箱)	検討に着手		42
税務調査のオンライン化	①対応 ②対応		43
法人の電子証明書の無償化希望	検討を予定		44
国際免許証のオンライン申請	(申請のオンラ イン化) 検討に着手 (交付手続のオ ンライン化)対 応不可		45
免許証の電子化	検討に着手		46
マイナンバーカードで戸籍等取れない	対応	◎	47

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
年金機構への適用関係届書と健康保険組合への適用関係届書の共通化	現行制度下 で対応可能	措置済	48
ハローワークに出ている求人への応募を、自宅のPCやスマホからオンラインでできるように	現行制度下 で対応可能	措置済	49
年金機構への適用関係届書と健康保険組合への適用関係届書の共通化	現行制度下 で対応可能	措置済	50

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

デジタル班関連

番号:1

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	納税環境改善
具体的内容	居住地が変わっても 手続き不要でマイナンバーで紐付け口座から振替納税が可能な状況にして頂きたい
提案理由	居住地が変わる度に 県、市町村に納税の口座振替の手続きをしなければならない 各地方で振替可能な金融機関が異なり 地銀でしか口座振替ができない地域が多い その地域に居住している期間の為に口座開設申込みからの作業が非常に不便で非効率極まりない マイナンバーで紐付けて居住地が変わっても紐付け口座から振替納税が可能な状況にして頂きたい 移住、里帰りリモート等の促進(地方移住に興味はあり、実行したが地方自治体の不便なローカルルールに疲れ 地方移住を止め都会に戻る人が減る)にもなると思う
提案主体	個人

	所管省庁	デジタル庁総務省財務省
制度の現状	<p>【総務省】 地方税の口座振替による納付は、納入義務者が各地方公共団体の指定金融期間若しくは指定代理金融機関又は収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関(以下「指定金融機関等」といいます。)に預金口座を設けているとき、指定金融機関等に請求して行うことができるとされています。</p> <p>【財務省】 国税において、転居等により納税地の異動があった場合には、「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」を提出する必要があります。 令和3年1月以降、異動後も継続して振替納税を行う旨を意思表示した「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」を提出した場合には、新たに振替納税(変更)の手続きは不要となっております。 また、異動後の所轄税務署から送付された「納付書送付継続依頼書」を提出すれば、継続して振替納税を行うこともできます。</p>	
該当法令等	<p>【総務省】 地方自治法第231条の2第3項 地方自治法第235条 地方自治法施行令第155条</p> <p>【財務省】 所得税法第20条</p>	
対応の分類	【総務省】対応不可【財務省】その他	
対応の概要	<p>【総務省】 地方税の口座振替は各地方団体の指定金融機関等において行うことができるとされており、転居先の地方公共団体の指定金融機関等に預金口座を持っていない場合は、御指摘のとおり、新たに指定金融機関等の預金口座を開設した上で、口座振替の請求を行う必要がありますが、転居先の地方公共団体の指定金融機関等に預金口座を持っていれば、指定金融機関等に請求することで、新たに口座を開設することなく、口座振替の方法により納付することができます。 口座振替に限らず多様な納付手段を整備することで利便性向上に努めてまいりたいと思いますので、ご理解いただければ幸いです。</p> <p>【財務省】 国税における振替納税は、マイナンバーと口座を紐付けすることなく、左記の制度の現状でも記載のとおり、「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」に継続して振替納税を行う旨を記載し、提出した場合には、新たに振替納税の手続きは不要です。 また、「納付書送付継続依頼書」を提出した場合にも、継続して振替納税を行うことができます。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:2

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	国税庁宛て諸届の電子化
具体的内容	適格外国仲介業者の承認申請書の電子化
提案理由	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	財務省
制度の現状	<p>社債、株式等の振替に関する法律に規定する口座管理機関の指定を受けているなど一定の者が、適格外国仲介業者の承認を受けようとするときは、適格外国仲介業者等の承認申請書を書面により作成し、日本銀行又は株式会社証券保管振替機構(以下「特定振替機関」といいます。)を経由して、国税庁長官に提出することになっています。</p> <p>令和3年度の税制改正により、令和3年4月1日以後は、その申請書の提出に代えて、適格外国仲介業者の承認を受けようとする者は、その申請書に記載すべき事項を電子メール等の電磁的方法により特定振替機関に対して提供することができることとされました。</p> <p>なお、特定振替機関は、令和4年1月1日以後は、当該事項をe-Taxにより国税庁長官に対して提供することができることとなります。</p>	
該当法令等	租税特別措置法第5条の2第7項、第5条の3第4項、第41の13の3第7項、租税特別措置法施行令第3条第15項、第16項、第3条の2第11項、第26条の20第14項、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条第2項	
対応の分類	対応	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:3

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	国税庁宛て諸届の電子化
具体的内容	金融機関の営業所等の(異動)届出の電子化
提案理由	現状、書面による提出を行っており、電子メール等による提出を認めて頂くことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	財務省
制度の現状	<p>当該届出書は、金融機関の営業所等の長が、最初に(特別)非課税貯蓄申告書を受理することとなると見込まれる日までに、その営業所等の名称及び所在地等を記載した届出書を金融機関の営業所等の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない制度です。</p> <p>また、当該届出書を提出した金融機関の営業所等の長は、金融機関の営業所等の名称や所在地等に異動が生じた場合に、所定の事項を記載した届出書を提出しなければなりません。</p> <p>なお、L12当該届出事項はe-Taxにより国税庁長官に対して提供することが可能です。</p>	
該当法令等	所得税法施行令第50条、租税特別措置法施行令第2条の4第5項、所得税法施行規則第15条の2	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:4

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	国税庁宛て諸届の電子化
具体的内容	各都道府県税事務所宛て利子割等届出書の電子化
提案理由	現状、書面による提出を行っており、電子メール等による提出を認めて頂くことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	総務省
制度の現状	営業所設置等の届出については、各都道府県の条例によって定められております。	
該当法令等	各都道府県条例	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	営業所設置等の届出については、各都道府県の条例によって定められている手続きですが、納税者利便の観点から、eLTAXでの取扱いも含め、電子手続きの可否について検討してまいります。	

区分(案)	
-------	--

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:5

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	国税庁宛て諸届の電子化
具体的内容	租税条約に関する申請書(外国預託証券に係る配当に対する源泉徴収の猶予)の電子化
提案理由	現状、書面による提出を行っており、電子メール等による提出を認めて頂くことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	財務省
制度の現状	<p>外国預託証券の受託者等が、その外国預託証券の所有者の受けるその外国預託証券に係る剰余金の配当につき、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収の猶予を受けようとするときは、租税条約に関する申請書を書面により作成し、その配当の支払者を經由して、その配当の支払者の所轄税務署長に提出することになっています。</p> <p>令和3年度の税制改正により、令和3年4月1日以後は、その申請書の提出に代えて、外国預託証券の受託者は、その申請書に記載すべき事項を電子メール等の電磁的方法によりその配当の支払者に対して提供し、その配当の支払者は、当該事項をe-Taxにより所轄税務署長に対して提供することができることとされました。</p>	
該当法令等	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第3条第1項、第14条の2、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条第2項	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	措置済
-------	-----



提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:6

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	国税庁宛て諸届の電子化
具体的内容	租税条約に関する届出書(外国預託証券に係る配当に対する所得税の軽減・免除)の電子化
提案理由	現状、書面による提出を行っており、電子メール等による提出を認めて頂くことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	財務省
制度の現状	<p>外国預託証券の受託者等が、租税条約に関する申請書により源泉徴収の猶予の申請をした外国預託証券に係る剰余金の配当につき、租税条約の規定に基づく源泉徴収税額の軽減又は免除を受けることのできるものであるかの調査の結果、軽減又は免除を受けることができるものについて、その軽減又は免除を受けようとするときは、租税条約に関する届出書等を書面により作成し、その配当の支払者を經由して、その配当の支払者の所轄税務署長に提出することになっています。</p> <p>令和3年度の税制改正により、令和3年4月1日以後は、その届出書等の提出に代えて、外国預託証券の受託者は、その届出書等に記載すべき事項等を電子メール等の電磁的方法によりその配当の支払者に対して提供し、その配当の支払者は、当該事項等をe-Taxにより所轄税務署長に対して提供することができることとされました。</p>	
該当法令等	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第3条第2項、第14条の2、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条第2項	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:7

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	国税庁宛て諸届の電子化
具体的内容	振替国債の利子課税の特例に関する非課税適用申告書の電子化
提案理由	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。(直接の提出先は所管税務署長)
提案主体	民間企業

	所管省庁	財務省
制度の現状	<p>非居住者等が、適格外国仲介業者等に開設した振替口座により保有している国債の利子等について、非課税の適用を受けようとする場合には、非課税適用申告書を書面により作成し、適格外国仲介業者等を経由して、その適格外国仲介業者等の所轄税務署に提出することになっています。</p> <p>令和3年度の税制改正により、令和3年4月1日以後は、非課税適用申告書の提出に代えて、非居住者等は、その申告書に記載すべき事項を電子メール等の電磁的方法によりその適格外国仲介業者等に対して提供し、その適格外国仲介業者等は、当該事項をe-Taxにより所轄税務署長に対して提供することができることとされました。</p>	
該当法令等	租税特別措置法第5条の2第1項、第17項、第5条の3第1項、第9項、第41の13の3第1項、第12項、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条第2項	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:8

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	国税庁宛て諸届の電子化
具体的内容	租税条約に関する特例届出書(上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)の電子化
提案理由	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	財務省
制度の現状	<p>非居住者等が支払を受ける上場株式等の配当等(租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する配当等をいい、同項に規定する利子等を除きます。)につき、租税条約の規定に基づく源泉徴収税額の軽減又は免除を受けようとするときは、租税条約に関する特例届出書を書面により作成し、その配当の支払の取扱者を經由して、その配当の支払の取扱者の所轄税務署長に提出することになっています。</p> <p>令和3年度の税制改正により、令和3年4月1日以後は、その特例届出書の提出に代えて、非居住者等は、その特例届出書に記載すべき事項等を電子メール等の電磁的方法によりその支払の取扱者に対して提供し、その支払の取扱者は、当該事項等をe-Taxにより所轄税務署長に対して提供することができることとされました。</p>	
該当法令等	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第2条第10項、第14条の2、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条第2項	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:9

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	国税庁宛て諸届の電子化
具体的内容	信託の計算書(及び合計表)の電子化
提案理由	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	財務省
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘の法定調書(及び合計表)については、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられています。</li> <li>・また、法定調書(及び合計表)に関しては、国税通則法の改正に伴い、提出者等の押印を要しないこととされ、令和3年4月1日以降に提出する書類について適用されており、国税庁ホームページにおいても、押印欄を削除したものを掲載しています。</li> </ul>	
該当法令等	所得税法第227条、国税通則法第124条	
対応の分類	対応	
対応の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記「制度の現状」のとおり、法定調書(及び合計表)に関しては、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられていること、押印に関しては、令和3年4月1日以降に提出する書類から要しないこととされています。</li> </ul>	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:10

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	国税庁宛て諸届の電子化
具体的内容	信託に関する受益者別(委託者別)調書(及び合計表)の電子化
提案理由	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	財務省
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘の法定調書(及び合計表)については、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられています。</li> <li>・また、法定調書(及び合計表)に関しては、国税通則法の改正に伴い、提出者等の押印を要しないこととされ、令和3年4月1日以降に提出する書類について適用されており、国税庁ホームページにおいても、押印欄を削除したものを掲載しています。</li> </ul>	
該当法令等	相続税法第59条第3項、国税通則法第124条	
対応の分類	対応	
対応の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記「制度の現状」のとおり、法定調書(及び合計表)に関しては、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられていること、押印に関しては、令和3年4月1日以降に提出する書類から要しないこととされています。</li> </ul>	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:11

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	国税庁宛て諸届の電子化
具体的内容	利子等の支払調書(及び合計表)の電子化
提案理由	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	財務省
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘の法定調書(及び合計表)については、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられています。</li> <li>・また、法定調書(及び合計表)に関しては、国税通則法の改正に伴い、提出者等の押印を要しないこととされ、令和3年4月1日以降に提出する書類について適用されており、国税庁ホームページにおいても、押印欄を削除したものを掲載しています。</li> </ul>	
該当法令等	所得税法第225条第1項第1号、国税通則法第124条	
対応の分類	対応	
対応の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記「制度の現状」のとおり、法定調書(及び合計表)に関しては、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられていること、押印に関しては、令和3年4月1日以降に提出する書類から要しないこととされています。</li> </ul>	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:12

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	国税庁宛て諸届の電子化
具体的内容	国外公社債等の利子等の支払調書(及び合計表)の電子化
提案理由	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	財務省
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘の法定調書(及び合計表)については、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられています。</li> <li>・また、法定調書(及び合計表)に関しては、国税通則法の改正に伴い、提出者等の押印を要しないこととされ、令和3年4月1日以降に提出する書類について適用されており、国税庁ホームページにおいても、押印欄を削除したものを掲載しています。</li> </ul>	
該当法令等	所得税法第225条第1項第1号、国税通則法第124条	
対応の分類	対応	
対応の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記「制度の現状」のとおり、法定調書(及び合計表)に関しては、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられていること、押印に関しては、令和3年4月1日以降に提出する書類から要しないこととされています。</li> </ul>	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:13

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	国税庁宛て諸届の電子化
具体的内容	国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書合計表の電子化
提案理由	現状、書面による提出を行っており、電子メール等による提出を認めて頂くことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	財務省
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘の法定調書(及び合計表)については、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられています。</li> <li>・また、法定調書(及び合計表)に関しては、国税通則法の改正に伴い、提出者等の押印を要しないこととされ、令和3年4月1日以降に提出する書類について適用されており、国税庁ホームページにおいても、押印欄を削除したものを掲載しています。</li> </ul>	
該当法令等	所得税法第225条第1項第2号、国税通則法第124条	
対応の分類	対応	
対応の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記「制度の現状」のとおり、法定調書(及び合計表)に関しては、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられていること、押印に関しては、令和3年4月1日以降に提出する書類から要しないこととされています。</li> </ul>	

区分(案)	措置済
-------	-----



提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:14

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	国税庁宛て諸届の電子化
具体的内容	信託受益権の譲渡の対価の支払調書(及び合計表)の電子化
提案理由	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	財務省
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘の法定調書(及び合計表)については、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられています。</li> <li>・また、法定調書(及び合計表)に関しては、国税通則法の改正に伴い、提出者等の押印を要しないこととされ、令和3年4月1日以降に提出する書類について適用されており、国税庁ホームページにおいても、押印欄を削除したものを掲載しています。</li> </ul>	
該当法令等	所得税法第225条第1項第12号、国税通則法第124条	
対応の分類	対応	
対応の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記「制度の現状」のとおり、法定調書(及び合計表)に関しては、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられていること、押印に関しては、令和3年4月1日以降に提出する書類から要しないこととされています。</li> </ul>	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:15

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	国税庁宛て諸届の電子化
具体的内容	投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書(及び合計表)の電子化
提案理由	現状、書面による提出を行っており、電子メール等による提出を認めて頂くことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	財務省
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘の法定調書(及び合計表)については、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられています。</li> <li>・また、法定調書(及び合計表)に関しては、国税通則法の改正に伴い、提出者等の押印を要しないこととされ、令和3年4月1日以降に提出する書類について適用されており、国税庁ホームページにおいても、押印欄を削除したものを掲載しています。</li> </ul>	
該当法令等	所得税法第225条第1項第2号、国税通則法第124条	
対応の分類	対応	
対応の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記「制度の現状」のとおり、法定調書(及び合計表)に関しては、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられていること、押印に関しては、令和3年4月1日以降に提出する書類から要しないこととされています。</li> </ul>	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:16

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	国税庁宛て諸届の電子化
具体的内容	国債振替決済国債利子明細書の電子化
提案理由	現状、書面による提出を行っており、電子メール等による提出を認めて頂くことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	財務省
制度の現状	<p>金融機関が支払を受ける一定の収益の分配(租税特別措置法第8条第1項第3号に規定するものをいいます。)については、所得税の源泉徴収は行わないこととされており、その適用を受けるためには、その金融機関は、その収益の分配のうちその適用を受ける部分とその他の分とを区分した明細書を、その支払の取扱者を経由してその収益の分配に係る所轄税務署長に提出しなければならないこととされています。</p> <p>令和3年度の税制改正により、令和3年4月1日以後は、その明細書の提出に代えて、金融機関はその明細書に記載すべき事項を電子メール等の電磁的方法によりその支払の取扱者に対して提供し、その支払の取扱者は、当該事項をe-Taxにより所轄税務署長に対して提供することができることとされました。</p>	
該当法令等	租税特別措置法第8条第4項、第5項、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条第2項	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:17

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	国税庁宛て諸届の電子化
具体的内容	振替国債に係る非課税申告書(包括)の電子化
提案理由	現状、書面による提出を行っており、電子メール等による提出を認めて頂くことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	財務省
制度の現状	<p>公共法人等又は公益信託等の受託者は、その支払を受けるべき公社債等の利子等につき、非課税の適用を受けようとするときは、公社債等の利子等の支払を受けるべき日の前日までに、非課税適用申告書を書面により作成し、金融機関等の営業所等及び支払者を經由して、その支払者の所轄税務署長に提出することになっております。</p> <p>令和3年度の税制改正により、令和3年4月1日以後は、その申告書の提出に代えて、公共法人等又は公益信託等の受託者はその申告書に記載すべき事項を電子メール等の電磁的方法によりその金融機関等の営業所等に対して、金融機関等の営業所等は、電子メール等の電磁的方法によりその支払者に対して、また、その支払者は、e-Taxにより所轄税務署長に対して当該事項を提供することができることとされました。</p>	
該当法令等	所得税法第11条第3項、第4項、所得税法施行令第51条の4第4項、第6項、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条第2項	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:18

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	国税庁宛て諸届の電子化
具体的内容	非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書の電子化
提案理由	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	財務省
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘の法定調書(及び合計表)については、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられています。</li> <li>・また、法定調書(及び合計表)に関しては、国税通則法の改正に伴い、提出者等の押印を要しないこととされ、令和3年4月1日以降に提出する書類について適用されており、国税庁ホームページにおいても、押印欄を削除したものを掲載しています。</li> </ul>	
該当法令等	所得税法第225条第1項第8号、国税通則法第124条	
対応の分類	対応	
対応の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記「制度の現状」のとおり、法定調書(及び合計表)に関しては、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられていること、押印に関しては、令和3年4月1日以降に提出する書類から要しないこととされています。</li> </ul>	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:19

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	国税庁宛て諸届の電子化
具体的内容	外貨建信託保証に対する利子受領者確認書の電子化
提案理由	現状、書面による提出を行っており、電子メール等による提出を認めて頂くことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	財務省
制度の現状	<p>非居住者又は外国法人が、平成10年4月1日以後に発行された特定民間国外債であって一定のものにつき、利子の支払を受ける場合において、支払の取扱者が、利子受領者情報をその利子の支払者に通知し、かつ、その利子の支払者が、書面により利子受領者確認書を作成し、所轄税務署長に提出したときは、非居住者又は外国法人は、その支払を受けるべき利子につき、非課税適用申告書を提出したものとみなすことになっています。利子受領者確認書については、既にその利子受領者確認書の提出に代えて、利子の支払者はその利子受領者確認書に記載すべき事項をe-Taxにより所轄税務署長に対して当該事項を電磁的に提供することが可能となっています。</p>	
該当法令等	租税特別措置法第6条第10項、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条第1項	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	<p>制度の現状欄に記載のとおりです。                      なお、e-Tax利用可能手続については、e-Taxホームページ (<a href="https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki6.htm">https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki6.htm</a>) をご確認ください。</p>	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:20

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	国税庁宛て諸届の電子化
具体的内容	株式等の譲渡の対価等の支払調書(同合計表)の電子化
提案理由	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	財務省
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘の法定調書(及び合計表)については、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられています。</li> <li>・また、法定調書(及び合計表)に関しては、国税通則法の改正に伴い、提出者等の押印を要しないこととされ、令和3年4月1日以降に提出する書類について適用されており、国税庁ホームページにおいても、押印欄を削除したものを掲載しています。</li> </ul>	
該当法令等	所得税法第225条第1項第10号、11号、国税通則法第124条	
対応の分類	対応	
対応の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記「制度の現状」のとおり、法定調書(及び合計表)に関しては、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられていること、押印に関しては、令和3年4月1日以降に提出する書類から要しないこととされています。</li> </ul>	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:21

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	財務省宛て諸届の電子化	
具体的内容	国債整理基金特別会計における金利スワップ取引に係る届出の電子化（個別取引契約のオファーについての連絡責任者に関する通知）	
提案理由	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。	
提案主体	民間企業	

	所管省庁	財務省
制度の現状	国債整理基金特別会計における金利スワップ取引に係る届出（個別取引契約のオファーについての連絡責任者に関する通知）に関しては、令和3年3月より、押印を不要とした上、電子メールでの提出を認めております。	
該当法令等	なし	
対応の分類	対応	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	措置済
-------	-----



提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:22

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	財務省宛て諸届の電子化
具体的内容	財政投融資会計における金利スワップ取引に係る届出の電子化（個別取引契約のオファーについての連絡責任者に関する通知）
提案理由	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	財務省
制度の現状	財政投融資特別会計における金利スワップ取引に係る届出（住所変更時）に関しては、令和3年3月より、押印を不要とした上、電子メールでの提出を認めております。 また、頭取変更時に関しては、届出の必要はございません。	
該当法令等	なし	
対応の分類	対応	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:23

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	財務省宛て諸届の電子化
具体的内容	国債整理基金特別会計との金利スワップ取引に係る届出の電子化(住所・頭取変更時)
提案理由	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	財務省
制度の現状	国債整理基金特別会計における金利スワップ取引に係る届出(住所変更時)に関しては、令和3年3月より、押印を不要とした上、電子メールでの提出を認めております。 また、頭取変更時には、届出の必要はございません。	
該当法令等	なし	
対応の分類	対応	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:24

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	財務省宛て諸届の電子化
具体的内容	財政投融資会計との金利スワップ取引に係る届出の電子化 (住所・頭取変更時)
提案理由	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	財務省
制度の現状	財政投融資特別会計における金利スワップ取引に係る届出(個別取引契約のオファーについての連絡責任者に関する通知)に関しては、令和3年3月より、押印を不要とした上、電子メールでの提出を認めております。	
該当法令等	なし	
対応の分類	対応	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:25

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	財務省宛て諸届の電子化
具体的内容	財務省借入金入札への参加に係る提出書類の電子化(取引印鑑届、借入金及び一時借入金の借入に関する事務担当部署及び資金決済口座等の届出について)
提案理由	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	財務省
制度の現状	令和2年12月25日より、取引印鑑届については様式を廃止し、提出不要としております。借入金及び一時借入金の借入に関する事務担当部署及び資金決済口座等の届出については、押印不要の様式に変更し、電子メールによる提出としております。	
該当法令等	なし	
対応の分類	対応	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:26

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	財務省宛て諸届の電子化
具体的内容	財務省外為検査時提出資料の電子化(メール送付等)
提案理由	現状、書面で提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	財務省
制度の現状	外為検査における資料の提出にあたっては、原本での確認が必要なものを除き、電子媒体による資料の提出を基本としています(事業者が希望すれば、紙媒体での提出も可)。	
該当法令等	外国為替及び外国貿易法第68条第1項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第16条	
対応の分類	対応	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:27

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	経済産業省宛て諸届の電子化
具体的内容	登録金融機関業務を行う営業所の設置／位置変更／廃止／住居表示の変更／名称変更に伴う届け出の電子化
提案理由	書面・押印による諸届について、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	経済産業省農林水産省
制度の現状	商品先物取引業者は、本店、支店その他の営業所又は事務所の名称及び住所に変更が生じた場合、その日から二週間以内に、その旨を主務省に届け出ることと規定されています。 当該手続きについては、書面による届出に加え、令和3年1月より、オンラインによる届出を可能としております。また、令和2年12月に省令改正等を行い、届出者の押印を不要とする運用としております。	
該当法令等	商品先物取引法第195条第1項	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:28

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	経済産業省宛て諸届の電子化
具体的内容	本店、支店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地の変更の電子化
提案理由	書面・押印による諸届について、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	経済産業省農林水産省
制度の現状	<p>特定店頭商品デリバティブ取引を業として行おうとする者は、主務省に対し、その旨の届出書を提出する必要があります。また、その届出書に記載した営業所又は事務所の名称及び所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務省に届け出ることと規定されています。</p> <p>当該手続きについては、書面による届出に加え、令和3年1月より、オンラインによる届出を可能としております。また、令和2年12月に省令改正等を行い、届出者の押印を不要とする運用としております。</p>	
該当法令等	商品先物取引法第349条第1項	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:29

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	農林水産省宛て諸届の電子化
具体的内容	登録金融機関業務を行う営業所の設置／位置変更／廃止／住居表示の変更／名称変更に伴う届け出の電子化
提案理由	書面・押印による諸届について、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	農林水産省経済産業省
制度の現状	商品先物取引業者は、本店、支店その他の営業所又は事務所の名称及び住所に変更が生じた場合、その日から二週間以内に、その旨を主務省に届け出ることと規定されています。当該手続きについては、書面による届出に加え、令和3年1月より、オンラインによる届出を可能としております。また、令和2年12月に省令改正等を行い、届出者の押印を不要とする運用としております。	
該当法令等	商品先物取引法第195条第1項	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	措置済
-------	-----



提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:30

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	農林水産省宛て諸届の電子化
具体的内容	本店、支店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地の変更の電子化
提案理由	書面・押印による諸届について、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	農林水産省経済産業省
制度の現状	特定店頭商品デリバティブ取引を業として行おうとする者は、主務省に対し、その旨の届出書を提出する必要があります。また、その届出書に記載した営業所又は事務所の名称及び所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務省に届け出ることと規定されています。 当該手続きについては、書面による届出に加え、令和3年1月より、オンラインによる届出を可能としております。また、令和2年12月に省令改正等を行い、届出者の押印を不要とする運用としております。	
該当法令等	商品先物取引法第349条第1項	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:31

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	農林水産省宛て諸届の電子化
具体的内容	役員の氏名又は名称及び住所の変更届の電子化
提案理由	書面・押印による諸届について、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	農林水産省経済産業省
制度の現状	商品先物取引業者は、役員の氏名又は名称及び住所に変更が生じた場合、その日から二週間以内に、その旨を主務省に届け出ることと規定されています。 当該手続きについては、書面による届出に加え、令和3年1月より、オンラインによる届出を可能としております。また、令和2年12月に省令改正等を行い、届出者の押印を不要とする運用としております。	
該当法令等	商品先物取引法第195条第1項	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:32

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	農林水産省宛て諸届の電子化
具体的内容	商品先物取引業を遂行するための方法を変更した場合(業務の執行方法、登録外務員への指導方法及び商品デリバティブ取引に係る研修の実施)の届け出の電子化
提案理由	書面・押印による諸届について、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	農林水産省経済産業省
制度の現状	商品先物取引業者は、商品先物取引業を遂行するための方法に変更が生じた場合、その日から二週間以内に、その旨を主務省に届け出ることと規定されています。 当該手続きについては、書面による届出に加え、令和3年1月より、オンラインによる届出を可能としております。また、令和2年12月に省令改正等を行い、届出者の押印を不要とする運用としております。	
該当法令等	商品先物取引法第195条第1項第5号 施行規則第82条第1項	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:33

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	農林水産省宛て諸届の電子化
具体的内容	商品先物取引業を遂行するための方法を変更した場合(顧客に対する勧誘の方針、顧客管理の方法)の届け出の電子化
提案理由	書面・押印による諸届について、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	農林水産省経済産業省
制度の現状	商品先物取引業者は、商品先物取引業を遂行するための方法に変更が生じた場合、その日から二週間以内に、その旨を主務省に届け出ることと規定されています。 当該手続きについては、書面による届出に加え、令和3年1月より、オンラインによる届出を可能としております。また、令和2年12月に省令改正等を行い、届出者の押印を不要とする運用としております。	
該当法令等	商品先物取引法第195条第1項第5号 施行規則第82条第1項	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:34

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	農林水産省宛て諸届の電子化
具体的内容	他の法人に対する支配関係を持つに至った場合(届出事項に変更が生じたとき、支配関係がなくなったときも同様)の届け出の電子化
提案理由	書面・押印による諸届について、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	農林水産省経済産業省
制度の現状	商品先物取引業者は、他の法人に対する支配関係を持つに至った場合、遅滞なく、その旨を主務省に届け出ることと規定されています。その届け出た事項に変更が生じたとき、又はその支配関係がなくなったときも同様です。当該手続きについては、書面による届出に加え、令和3年1月より、オンラインによる届出を可能としております。また、令和2年12月に省令改正等を行い、届出者の押印を不要とする運用としております。	
該当法令等	商品先物取引法第196条第2項 施行規則第85条	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:35

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	厚生労働省宛て諸届の電子化
具体的内容	企業年金基金による決算書、規約変更届、規約変更認可申請、理事長交代届、各種証明書発行依頼の電子化
提案理由	書面・押印による諸届について、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	地方厚生局で受け付ける企業年金に係る手続について、オンラインでの手続を希望する場合は、現在でもe-Govによるオンラインでの提出が可能です。 また、企業年金基金から厚生労働省への提出書類については、令和2年12月に、押印不要とする旨の通知等を発出しております。	
該当法令等	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項 厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第3条 確定給付企業年金法第100条第1項、確定給付企業年金法施行規則第117条第1項、第121条第1項第13号	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:36

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	厚生労働省宛て諸届の電子化
具体的内容	企業年金基金における行政監査資料提出の電子化
提案理由	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	地方厚生局で受け付ける企業年金に係る手続について、オンラインでの手続を希望する場合は、現在でもe-Govによるオンラインでの提出が可能です。 また、企業年金基金から厚生労働省への提出書類については、令和2年12月に、押印不要とする旨の通知等を発出しております。	
該当法令等	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項 厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第3条 確定給付企業年金法第100条第1項 確定給付企業年金法施行規則第117条第1項 第121条第1項第13号	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:37

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	厚生労働省宛て諸届の電子化
具体的内容	健康保険組合における規約の変更の認可申請・届出の電子化 (組合事務所の所在地、事業所の名称・所在地及び廃止、事業所の編入及び削除等)
提案理由	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	健康保険組合における規約の変更は、健康保険法第16条の規定により、厚生労働大臣の認可を受けることとされています。この申請については、健康保険法施行規則第5条の規定により地方厚生局へ提出することとされており、電子(e-Gov)による申請が可能となっています。 また、この申請に係る押印については、令和2年12月25日付保保発1225第8号「国民や事業者等に対して求める押印の廃止に伴う過去の通知の取扱について」及び令和3年3月31日付保保発0331第1号「保険者を申請者として国に届け出る手続における保険者の押印について」において不要としています。	
該当法令等	健康保険法第16条、 施行規則第5条、 「国民や事業者等に対して求める押印の廃止に伴う過去の通知の取扱について」(令和2年12月25日付保保発1225第8号)、「保険者を申請者として国に届け出る手続における保険者の押印について」(令和3年3月31日付保保発0331第1号)	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおり、健康保険組合における規約の変更の認可申請・届出の電子化については、e-Govを利用することで可能となっています。また、押印についても、関係通知において不要としています。	

区分(案)	措置済
-------	-----



提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:38

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	厚生労働省宛て諸届の電子化
具体的内容	健康保険組合における保険料率に関する変更、収入収支予算・決算関係届出の電子化（一般・介護保険料率の変更、収入収支予算・決算概要表、予算の変更、決算及び事業報告等）
提案理由	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	健康保険組合における保険料率に関する変更、収入収支予算・決算は、それぞれ健康保険法第160条、令第16条、令第24条の規定により、厚生労働大臣の認可を受けることとされています。この申請については、健康保険法施行規則第159条の規定により地方厚生局へ提出することとされており、電子(e-Gov)による申請が可能となっています。 また、この申請に係る押印については、令和2年12月25日付保保発1225第8号「国民や事業者等に対して求める押印の廃止に伴う過去の通知の取扱について」及び令和3年3月31日付保保発0331第1号「保険者を申請者として国に届け出る手続における保険者の押印について」において不要としています。	
該当法令等	健康保険法第160条、 施行令第16条、第24条、 施行規則第159条、「国民や事業者等に対して求める押印の廃止に伴う過去の通知の取扱について」(令和2年12月25日付保保発1225第8号)、「保険者を申請者として国に届け出る手続における保険者の押印について」(令和3年3月31日付保保発0331第1号)	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおり、健康保険組合における保険料率に関する変更、収入収支予算・決算関係の届出の電子化については、e-Govを利用することで可能となっています。また、押印についても、関係通知において不要としています。	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:39

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	厚生労働省宛て諸届の電子化
具体的内容	健康保険組合における重要財産の処分等に係る届出の電子化
提案理由	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	健康保険組合における重要財産の処分は、健康保険法施行令第23条の規定により、厚生労働大臣の認可を受けることとされています。この申請については、健康保険法施行規則第159条の規定により地方厚生局へ提出することとされており、電子(e-Gov)による申請が可能となっています。また、この申請に係る押印については、令和2年12月25日付保保発1225第8号「国民や事業者等に対して求める押印の廃止に伴う過去の通知の取扱について」及び令和3年3月31日付「保険者を申請者として国に届け出る手続における保険者の押印について」において不要としています。	
該当法令等	健康保険法令第23条、施行規則第159条、令和2年12月25日付保保発1225第8号「国民や事業者等に対して求める押印の廃止に伴う過去の通知の取扱について」及び令和3年3月31日付保保発0331第1号「保険者を申請者として国に届け出る手続における保険者の押印について」	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおり、健康保険組合における重要財産の処分に係る届出の電子化については、e-Govを利用することで可能となっています。また、押印についても、関係通知において不要としています。	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:40

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	厚生労働省宛て諸届の電子化
具体的内容	健康保険組合における理事長の就退任及び代理届出の電子化
提案理由	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	健康保険組合における理事長の就任等の届出は、健康保険法施行規則第16条の規定により、地方厚生局へ届出することとされており、電子(e-Gov)による届出が可能となっています。 また、この届出に係る押印については、令和2年12月25日付保保発1225第8号「国民や事業者等に対して求める押印の廃止に伴う過去の通知の取扱について」及び令和3年3月31日付保保発0331第1号「保険者を申請者として国に届け出る手続における保険者の押印について」において不要としています。	
該当法令等	健康保険法規則第16条、「国民や事業者等に対して求める押印の廃止に伴う過去の通知の取扱について」(令和2年12月25日付保保発1225第8号)、「保険者を申請者として国に届け出る手続における保険者の押印について」(令和3年月31日付保保発0331第1号)	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	健康保険組合における理事長の就任等の届出の電子化については、e-Govを利用することで可能となっています。また、押印についても、関係通知において不要としています。	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:41

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	厚生労働省宛て諸届の電子化
具体的内容	健康保険組合における証明書発行依頼の電子化
提案理由	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。
提案主体	民間企業

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	健康保険組合における登録免許税の非課税の適用証明書発行依頼は、平成14年12月26日付保保発第1226001号「登録免許税の取扱について」及び平成25年3月27日付保険課事務連絡「登録免許税の非課税の適用を受ける不動産の登記に係る証明願いの事務取扱について」において地方厚生局を経由して厚生労働省に提出することとされており、電子による届出はできません。 また、この届出に係る押印については、令和2年12月25日付保保発1225第8号「国民や事業者等に対して求める押印の廃止に伴う過去の通知の取扱について」及び令和3年3月31日付保保発0331第1号「保険者を申請者として国に届け出る手続における保険者の押印について」において不要としています。	
該当法令等	「登録免許税の取扱について」(平成14年12月26日付保保発第1226001号)、「登録免許税の非課税の適用を受ける不動産の登記に係る証明願いの事務取扱について」(平成25年3月27日付保険課事務連絡)「国民や事業者等に対して求める押印の廃止に伴う過去の通知の取扱について」(令和2年12月25日付保保発1225第8号)、「保険者を申請者として国に届け出る手続における保険者の押印について」(令和3年3月31日付保保発0331第1号)	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおり、登録免許税の非課税の適用を受ける際の証明依頼の押印については、関係通知において不要としています。 電子化については、届出件数が少ないことから、費用対効果等も含めた検討が必要であると認識しています。	

区分(案)	
-------	--

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:42

受付日	3年8月23日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	(1)場所を選ばない暮らし方や働き方への対応(電子私書箱)
具体的内容	マイナンバーに連携した政府のポータルサイト上に、行政機関に対する各種申請が簡便にできるフォームや、あらゆる行政機関からの通知が届く電子私書箱を設置することで、国民は場所や時間にかかわらずマイナンバーさえあれば各種行政サービスを受受できるような体制を構築する。
提案理由	○ポストコロナの新しい生活様式(ニューノーマル)では、テレワークが普及し、場所を選ばない暮らし方や働き方への対応が求められている。同時に、暮らしと観光がシームレス化し、ワーケーション等によりこれまでの仕事を続けながら観光を楽しむことも可能となる。既に、居住地を転々としながら働く「アドレスホッパー」という生き方も若者を中心に広がりつつあり、新しい生き方として注目が高まるとともに、観光産業の新たなビジネスチャンスとしても関心が集まっている。
提案主体	(一社)新経済連盟

	所管省庁	デジタル庁
制度の現状	令和3年9月のデジタル庁発足により、マイナポータル等の情報システムは、デジタル庁システムとして一元的に整備していくこととしています。なお、政府情報システムの管理等に関する考え方においては、申請受付機能について、独自の構築を避け、既存の共通基盤を活用することとしています。	
該当法令等	0	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	マイナポータルは3年度中にUI・UXの抜本的改善を進めるとともに4年度以降も継続的に改善に取り組み、あわせて、必要な情報に誰もが素早くアクセスできるよう各府省庁のウェブサイト等の標準化・統一化を図ることとしており、国民にとって利便性の高い行政サービスの実現を目指しております。	

区分(案)	
-------	--

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号: 43

受付日	3年8月24日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	税務調査のオンライン化
具体的内容	税務調査のオンライン化をお願いします。 面談はzoomを使い、必要書類はオンラインで提出できるようにして欲しい。
提案理由	コロナの状況下での対面は怖いと感じるので。
提案主体	個人

	所管省庁	財務省
制度の現状	①オンライン調査について ・税務調査の実施に際して、納税者から要望があった場合には、納税者の事業所等において、納税者の機器・接続環境を利用したオンラインによる調査の実施を検討しています。 ②オンラインによる調査必要書類の提出について ・令和4年1月以降の調査では、税務調査に必要な資料を、来署や郵送によらずe-Taxにより提出することが可能となります。	
該当法令等	財務省情報セキュリティ対策基準	
対応の分類	①対応②対応	
対応の概要	①オンライン調査について ・制度の現状欄に記載のとおりです。 ②オンラインによる調査必要書類の提出について ・制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	
-------	--

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:44

受付日	3年8月24日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	法人の電子証明書の無償化希望
具体的内容	現在有料な法人の電子証明書の無償化をお願いしたい
提案理由	オンライン申請を行おうとしても、高額な電子証明書の取得がハードルとなっており、結局紙での手続きをすることになってしまうから。
提案主体	個人

	所管省庁	デジタル庁法務省
制度の現状	商業登記電子証明書については、1通(証明期間3か月の場合)発行するにつき、1,300円の手数料をいただいております。 なお、この手数料については、本年4月1日より引下げ(1通(証明期間3か月の場合)2,500円から1,300円に引下げ)がなされたものです。	
該当法令等	商業登記法第13条 登記手数料令第11条	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	本年6月18日に閣議決定された成長戦略フォローアップ及びデジタル社会の実現に向けた重点計画において、商業登記電子証明書について、「2021年度中に、利便性の向上策や無償化の可否を検討する。」とされており、今年度中に検討する予定です。	

区分(案)	
-------	--

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:45

受付日	3年8月24日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	国際免許証のオンライン申請
具体的内容	国際免許証をオンラインで申請できるようにしてほしい
提案理由	最寄りの警察署での申請だと時間がかかるし、免許センターまで行こうとすると遠いから。
提案主体	個人

	所管省庁	警察庁
制度の現状	国外運転免許証の交付を申請する際は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に、外国に渡航することを証する書面及び写真を添付した国外運転免許証交付申請書を提出し、現に受けている運転免許証を提示することとされています。	
該当法令等	道路交通法(昭和35年法律第105号)第107条の7第2項 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60条)第37条の9	
対応の分類	(申請のオンライン化)検討に着手(交付手続のオンライン化)対応不可	
対応の概要	警察庁では、運転免許証に係る各種申請手続をオンラインで行うことができるシステムを構築するための検討を進めています。 なお、国外運転免許証の交付手続のオンライン化については、本人確認の担保措置等といった課題を踏まえた慎重な対応が必要であると考えています。	

区分(案)	
-------	--



提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:46

受付日	3年8月24日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	免許証の電子化
具体的内容	アメリカの州のように免許証を電子化して欲しい
提案理由	スマホ1つで出かけることも多い中、わざわざ免許証を持っていくのは不便だから。 また、紛失のリスクがあるから。
提案主体	個人

	所管省庁	警察庁
制度の現状	<p>運転免許保有者にはカード型の運転免許証を交付し、運転免許証には、免許証の番号、免許の年月日・免許証の交付年月日・免許証の有効期間の末日、免許の種類、免許を受けた者の本籍・住所・氏名・生年月日、写真等を記載・表示することとされております。ただし、各都道府県の公安委員会は、前記事項の一部のほか、免許の条件等の事項について、カード型運転免許証に電磁的方法(ICチップ)で記録することができます。</p> <p>加えて、免許を受けた者は、自動車等を運転するときは、当該自動車等に係る運転免許証を携帯し、また警察官の求めに応じ提示しなければなりません。</p>	
該当法令等	<p>道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条から第95条                  道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第19条から第21条</p>	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	<p>令和2年12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」において、運転免許証のデジタル化については、「モバイル免許証の国際規格の策定状況及び国際規格の策定状況及びマイナンバーカードのアプリケーション化の検討状況も踏まえ、諸外国との相互運用性の確立も視野に、運転免許証の在り方の検討を進める」こととされており、引き続き、必要な検討を進めてまいります。</p>	

区分(案)	
-------	--

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:47

受付日	3年8月24日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	マイナンバーカードで戸籍等取れない
具体的内容	全国システムになっていないので、戸籍を出身の高知に置いているが、記載の有無を問う住民票も取れず、結局郵送で時間が大変かかり、何の為に作ったのかわからない
提案理由	全国システムを直ぐに導入して欲しい
提案主体	個人

	所管省庁	デジタル庁法務省
制度の現状	戸籍謄抄本等の交付請求は、本籍地の市区町村に対して行う必要がありますが、マイナンバーカードを利用してコンビニ等で専用端末から請求する方法も認められております。コンビニ等での請求を可能とするシステムの導入は、戸籍事務を管掌する各市区町村長の判断によることとされており、令和3年10月現在703の市区町村で導入され、そのうち527の市区町村においては、本籍地以外でもコンビニ等での請求が可能です。	
該当法令等	戸籍法第10条第1項	
対応の分類	対応	
対応の概要	コンビニ等での請求のほか、令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、いずれの市区町村の窓口においても、本人等の戸籍又は除かれた戸籍の謄抄本を取得することができるようになります。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:48

受付日	3年8月24日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	年金機構への適用関係届書と健康保険組合への適用関係届書の共通化
具体的内容	健康保険及び厚生年金適用事業所の事業主(主に人事部、総務部)が、従業員の雇入時などに年金機構及び健康保険組合へ提出する「適用関係の各届書及び給付関係の各申請書(詳細は下記に例示する)」の共通化 ・例…適用関係・被保険者資格取得届、同資格喪失届、被扶養者異動届、標準報酬算定基礎届、標準報酬月額変更届など ・例…給付関係・傷病手当金申請書、出産手当金申請書、高額療養費請求書など
提案理由	社会保険労務士事務所として顧客の従業員管理を業としていますが、現状では各健康保険組合毎に適用関係届出書及び給付関係申請書を年金機構の各様式とは違う独自様式で作成しており、健康保険組合宛に年金機構の用紙で提出すると「受け付けない」若しくは「次回から当組合の用紙を使用して提出せよ」などと非常に効率が悪い。(他の健保組合の用紙を使って提出した時も同様) 被保険者の適用や給付に必要な事項は同じであるはずなので、健保組合毎それぞれの独自様式を用意しておく(もしくは都度ダウンロード)使用するのには非効率。  同じ理由で、健保組合向けの電子申請がマイナポータル経由とされた事も非常に良くない! 現状、社会保険適用諸届および労働保険適用諸届の電子申請は「e-Gov」経由のAPI方式を利用した申請となっているのに、なぜ健保組合向けの電子申請をマイナポータル経由としたのか?現状出回っている殆どの労務ソフトの電子申請システムがマイナポータル経由に対応できないため、新たな労務ソフトを導入もしくは従来労務ソフトとの「二本立て」になるなどのことを考えるととても健保組合向けに電子申請を選択する気にはなりません。
提案主体	個人

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	事業主が健康保険組合及び日本年金機構に提出する適用関係の届出については、それぞれ健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則において共通の様式が定められており、当該様式に基づいて提出することとされています。なお、当該様式については、必要に応じて所要の変更又は調整を加えることができることとされています。  被保険者が健康保険組合に提出する給付関係の届出については、健康保険法施行規則において届出に必要な事項が定められており、各健康保険組合においては、当該事項を満たす届出様式を定めて運用しているところです。  健康保険組合への電子申請については、令和2年11月より、マイナポータルを利用した電子申請が可能となっており、年金機構関係の電子申請についてもマイナポータルで申請が可能です。また、電子申請を利用する場合の適用関係の届出様式については、健康保険と厚生年金保険において共通化されているところです。	
該当法令等	健康保険法施行規則第24条、25条、26条、29条、38条、84条、87条、109条厚生年金保険法施行規則第15条、18条、19条、22条、	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおり、事業主が健康保険組合及び日本年金機構に提出する適用関係の届出については、マイナポータルを使用した電子申請を可能としているところであり、それぞれの届出様式についても共通様式の利用が可能となっています。	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:49

受付日	3年8月29日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	ハローワークに出ている求人への応募を、自宅のPCやスマホからオンラインでできるように
具体的内容	ハローワークの求人申し込みを、オンラインでできるようにしてほしいです。
提案理由	<p>現状のハローワークインターネットサービスは、自宅からでも求人を見ることができますが、応募はハローワークに直接出向かないとできません。コロナ禍で外出を控えている中、面接のために外出するならまだしも、求人に応募するためだけに外出するのは控えたいところです。</p> <p>ハローワークで求人応募の際の一連の流れは、相談窓口で職員に求人票を見せ、本人確認と企業に聞いてほしいことを職員に伝え、その職員が企業に電話して紹介状を印刷して出してもらう。たったこれだけです。履歴書の書き方や模擬面接など、就職の相談は予約制で他の窓口なので関係ありません。なぜこんな単純なことを、コロナ禍の最中にわざわざ直接ハローワークに出向かないとできないのですか。</p> <p>初回登録の際だけハローワークに出向き、あとはオンラインで応募できるようにし、毎回の本人確認は電話でするなり、SMS(ショートメッセージ)で認証コードを発行するなり、マイナンバーカードを活用するなりしてWeb上で完結させるべきです。紹介状制度を残すのなら、自分のプリンターやコンビニで印刷。利便性向上のために、2ヶ月に一度の有効期限の更新も、半年に一度程度に伸ばすべきです。</p> <p>企業に聞きたいことがあれば、応募の際のWebフォームにその旨を書けるようにしたり、ハローワークの職員と電話して企業に伝えてもらい、企業からその回答が来てから双方同意の上で紹介状を発行するとか、いろいろ方法があります。</p>
提案主体	個人

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	ハローワークの職業紹介業務におけるオンライン化を順次進めています。これまでは、ハローワークインターネットサービス上でのオンラインによる求職申込みは仮登録まで可能となっておりますところ、令和3年9月からは、新たに求職申込みや求職申込み内容の変更をオンライン上の処理で完結できるようにするとともに、応募、職業紹介(紹介状の交付や応募書類の送付含む)についてもオンラインにてご利用いただくことが可能となりました。	
該当法令等	なし	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	制度の現状欄に記載の通りです。	

区分(案)	措置済
-------	-----

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル班関連

番号:50

受付日	3年8月24日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	年金機構への適用関係届書と健康保険組合への適用関係届書の共通化
具体的内容	健康保険・厚生年金被保険者資格取得届などの適用届書と健康保険組合毎に作成する届書のフォーマットが違う事が多く、年金機構に提出する届書と健保組合に提出する届書を別に作成しなければならないのは非効率的である。各健康保険組合の適用届書と年金機構の適用届書を共通化して欲しい また、電子申請については、年金機構及び労働保険関係はeGovを基本としたAPI申請であるのに、健康保険組合へはマイナポータル経由での申請となるのはそれぞれに対応した別々の電子申請ソフトが必要になり大変に不便で、現状では健康保険組合向けの電子申請を利用できるとは思えない。
提案理由	現状のeGovを基本とした社会保険、労働保険のAPI申請に健康保険組合向けの電子申請も一本化出来れば、紙ベースでの適用届書が無くなり効率化できる。
提案主体	民間企業

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	<p>事業主が健康保険組合及び日本年金機構に提出する健康保険・厚生年金保険資格取得届等の適用関係の届出については、それぞれ健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則において共通の様式が定められており、当該様式に基づいて提出することとされています。なお、当該様式については、必要に応じて所要の変更又は調整を加えることができることとされています。</p> <p>健康保険組合への電子申請については、令和2年11月より、マイナポータルを利用した電子申請が可能となっており、年金機構関係の電子申請についてもマイナポータルで申請が可能です。また、電子申請を利用する場合の資格取得届の様式については、健康保険と厚生年金保険において共通化されているところです。</p>	
該当法令等	健康保険法施行規則第24条、厚生年金保険法施行規則第15条	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	<p>制度の現状欄に記載のとおり、事業主が健康保険組合及び日本年金機構に提出する適用関係の届出については、マイナポータルを使用した電子申請を可能としているところであり、それぞれの届出様式についても共通様式の利用が可能となっています。</p>	

区分(案)	措置済
-------	-----